

お客様各位

三条信用金庫

「電子交付サービス取扱規定」の改正について

平素より三条信用金庫をご利用いただき誠にありがとうございます。

当金庫は、投信インターネットサービスにおいて電子交付に関するシステム機能の追加により、以下の通り取扱規定を改正いたしますので、ご案内申し上げます。

記

1. 改正する規定

「電子交付サービス取扱規定」

2. 改正日

令和6年12月26日（木）

3. 改正内容

(下線部分変更)

「電子交付サービス」取扱規定	
新	旧
1. ～3. (略) 4. (申込) (1) (略) (2) お客様は、以下のいずれかの方法により申込み、当金庫がこれを承諾した場合に、本サービスを利用できるものとします。 ① <u>さんしん投信インターネットサービスの所定の画面から利用申込みする方法</u> ② <u>当金庫所定の申込書に必要事項を記入・捺印のうえ提出する方法</u> (3) (略) 5. ～12. (略) (略)	1. ～3. (同左) 4. (申込) (1) (同左) (2) お客様は、 <u>当金庫所定の申込書に必要事項を記入・捺印のうえ提出する方法により申込み、当金庫がこれを承諾し、システム登録を行った後、本サービスを利用できるものとします。</u> <u>(追加)</u> (3) (同左) 5. ～12. (同左) (同左)
(2024年12月改訂)	(2022年6月制定)
以上	以上

以上